

やせ薬にご注意**保健福祉課 内線610**

「ホスピタルダイエット」などと称されるタイ製のやせ薬について、これまで死亡事例を含む重い健康被害が報告されています。

国内での承認を受けていない

このようないくつかの製品については、健康被害が発生する恐れがありますので、インターネット等で個人輸入して使用することは、くれぐれも避けていただきようお願いします。また、服用により体調異常が現れた場合には、直ちに服用を中止し、医療機関で受診するとともに、最寄りの保健所に申し出てください。

劇団すぎのこがやつてくる!!**近永公民館 内線510**

近永公民館では、「劇団すぎのこ」を招き、人形劇を開催します。ご近所お誘いあわせの上、ぜひひご来場ください。

演目	日時
人形劇「泣いた赤おに」	2月21日(日) 14時
公演団体	劇団すぎのこ
入場料	大人(中学生以上)300円・小人(3歳以上)200円 幼児(3歳未満)無料

**一般クリニツク 廃止****保健福祉課 内線610**

県内6保健所で実施しておりました一般クリニツク(健康診断)については、3月31日で廃止することになりました。

4月1日以降に健康診断を受診される場合は、医療機関での受診をお願いします。

②農地を相続した場合の届出

新設定下限面積
鬼北町全域 30アール

問い合わせ

役場 農業委員会事務局
内線・2611

愛媛県宇和島保健所
企画課医療対策係
内線・255

☎22・5211**問い合わせ**

※チケットは町内6公民館で取り扱っています。

旧設定下限面積

旧広見町(愛治を除く)

50アール

旧広見町愛治地区

40アール

旧日吉村

40アール

新設定下限面積

鬼北町全域 30アール

③転用の規制強化

・農用地区域内の農地の除外規制強化
可の対象

問い合わせ

愛媛県宇和島保健所
企画情報係
内線・253

☎22・5211

農地法が変わりました。
①下限面積(別段面積)が変わりました

農地を取得する際に必要な下限面積を各市町農業委員会で設定できることとなり、鬼北町では次とおり設定しました。

④違反転用に対する罰則強化
違反転用
3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

違反転用における

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

⑤遊休農地の有効活用対策の強化
農業委員会が年1回の農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対する指導・公告・勧告を行います。

農業委員会が年1回の農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に対する指導・公告・勧告を行います。

ださい。(届出用紙は農業委員会事務局にあります。)

届出をしなかつたり、虚偽の届出をすると10万円以下の過料に処せられます。